

目黒区 子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」視察報告について

1 目的

目黒区子ども条例を制定しており、子どもの権利擁護委員制度 子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を設置し子どもの相談・救済について取り組みを進めている目黒区を視察することにより、西東京市の（仮称）子ども条例検討の参考とする。

2 視察場所

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」（目黒区総合庁舎別館2階）

3 視察日程

平成 29 年 11 月 16 日（木）

4 内容

(1) 「めぐろ はあと ねっと」について

目黒区では、平成 17 年 12 月に「目黒区子ども条例」を施行しており、平成 20 年 1 月に子どもの権利擁護委員制度「めぐろ はあと ねっと」を設置している。この制度により、子どもへの権利侵害について、子どもやその保護者などから相談や救済の申立てを受け、適切に解決していくことができるようにしている。

(2) 体制について

ア 子どもの権利擁護委員・・・2名（臨床心理士、弁護士）

イ 相談員・・・2名（教諭、看護師、保育士、臨床心理士のいずれかの資格を融資、学齢期の児童対応の経験のある者）

ウ 事務局・・・3名（うち2名は相談員を兼ねる。）

(3) 相談方法・時間等について

相談員への電話・来所での相談及び、希望により子どもの権利擁護委員との面談を行うことができる。

相談方法	曜日	時間
(1) 電話・来所相談	毎週水・金曜日	午後 1 時から午後 6 時まで
	毎週土曜日	午前 10 時から午後 4 時まで
(2) 委員面談（予約制）	水曜日	午後 3 時から午後 6 時まで
	土曜日	午前 10 時から午後 1 時まで

(4) 「申立て」について

権利侵害を受けている子どもについて、本人または関係者から救済の申立てを行うこ

とができ、子どもの権利擁護委員は、申立て内容について事実調査や関係者間の調整を行う。子どもの権利擁護委員は、場合により意見の表明や改善の要請を行うことができる。

(5) 平成 28 年度の相談件数について

ア 電話・来所相談・・・75 件（うち、子どもからの相談は 9 件）

イ 委員面談・・・24 件

※平成 28 年度の申立て件数は 0 件

(6) その他

- ・子どもの関係機関等への申立ての制度はあるが、相談を受ける中で「一緒に考えていきましょう」という立ち位置で取り組んでいるため、申立てまで至らずに対応していくケースが多い。
- ・相談を受ける中で、適切なところにつなげていくのが主な役割となっており、絶えず他機関と調整をしながら進めている。
- ・「めぐろ はあと ねっと」を設立したことにより、件数は多くはないが、子どもからの相談が直接入ってくるようになった。
- ・啓発活動として、「めぐろ はあと ねっと」の PR カードを小・中学校の全学年に配布している。保育園や幼稚園にも PR カードを設置して周知している。また、毎年、小学 1 年生全員に条例を配布している。